

第11回研究会で示された論点 (金銭賦課の対象)

平成24年11月

1. 金銭賦課の対象事案について

検討課題	第11回研究会における委員からの意見等
○対象事案について	<ul style="list-style-type: none">• 表示広告を対象とする場合、景表法に限るのかという問題がある。消費者庁の所管する法律の中の虚偽・誇大広告規制には食品衛生法、健康増進法があり、特商法にも虚偽・誇大広告についての規制がある。• 対象の選定について、表示規制を表示基準と虚偽・誇大表示規制に二分できるとすれば、虚偽・誇大表示規制のみが対象として適切であり、表示基準について課徴金の対象とすることは行き過ぎと思われる。• 不当表示事案に限らず、不当な勧誘や(多数消費者財産被害事態に該当するような)あり得ない内容の契約について、課徴金制度を使えないかあわせて検討する必要があるのではないか。• 不当表示事案以外にも、違法行為を抑止する観点から、行政が取り組むべき分野は他にもある。不当表示を先に検討して、そこに課徴金制度を導入することについては賛成であるが、それ以外の分野にも課徴金を導入する課題がまだ残る。

⇒ 消費者法体系における他の表示規制(虚偽・誇大表示規制)、表示規制以外の取引事案について次頁以下の検討課題があると考えられる。

(1) 消費者法体系における他の表示規制(虚偽・誇大表示規制)について

○ 消費者庁所管の表示規制を定める法律(注)を見ると、次の法律に虚偽・誇大表示規制の規定がある。

※(第11回研究会・資料2[13頁]参照)

(注: 消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣[消費者庁]が不利益処分の権限を有する法律)

▶ 景品表示法(4条1項各号)

⇒実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく優良であると示す表示(優良誤認表示)、実際のもの又は他の事業者のものよりも著しく有利と誤認される表示(有利誤認表示)及び誤認されるおそれがある表示(指定告示)

▶ 食品衛生法(20条)

⇒公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示・広告の禁止

▶ 健康増進法(32条の2第1項)

⇒食品として販売に供する物に関して、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(健康保持増進効果)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示の禁止

▶ 特定商取引法(12条、36条、43条及び54条)

⇒著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤信させるような表示の禁止

- ・ 上述の表示規制(虚偽・誇大表示規制)には、規定の内容に類似する点が見られるが、行政処分等の段階で違いがあるところ(次頁参照)、この点を踏まえて金銭賦課の必要性をどう整理するか。

【参考】消費者庁所管法における虚偽・誇大表示規制の概要（※第11回研究会・資料2〔16頁〕再掲）

※以下の法律は、消費者庁所管の法律のうち、内閣総理大臣（消費者庁）が不利益処分権限を有するもの

法律	対象者	対象事項等	禁止行為等	行政処分等	備考
景品表示法 (4条1項1号乃至3号)	事業者	自己の供給する商品又は役務について、 ・商品又は役務の品質、規格その他の内容	・優良誤認表示	・措置命令(6条) ・措置命令違反に対する罰則(両罰規定あり)(15条、18条)	
		自己の供給する商品又は役務について、 ・商品又は役務の価格その他の取引条件	・有利誤認表示		
		自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について	一般消費者に誤解されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの(指定告示)		
食品衛生法 (20条)	(一義的には食品等の製造業者)	(販売に供する)食品、添加物、器具又は容器包装	公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示・広告の禁止	・廃棄命令等(54条2項) ・営業停止命令等(55条1項) ・上記命令違反に対する罰則(両罰規定あり)(71条、78条) ・直罰(72条)	禁止行為該当性は、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがあるか否かの観点から判断される。
健康増進法 (32条の2第1項)	何人も	食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(健康保持増進効果等)について	著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示の禁止	・勧告(32条の3第1項)、命令(同条2項) ・上記命令違反に対する罰則(36条)	
特定商取引法	通信販売	販売業者又は役務提供事業者	・商品の性能 ・権利又は役務の内容 ・商品又は権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項 ・その他の主務省令で定める事項(12条)	著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示の禁止	・指示(14条1項)、業務停止命令(15条1項) ・上記指示、命令違反に対する罰則(両罰規定あり)(70条、70条の2) ・直罰(72条1項3号)
	連鎖販売取引	統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者	・商品の性能又は品質 ・施設を利用し又は役務の提供を受ける権利又は役務の内容、特定負担、特定利益 ・その他の主務省令で定める事項(36条)		・指示(36条)、取引停止命令(39条) ・上記指示、命令違反に対する罰則(両罰規定あり)(72条、70条の2) ・直罰(72条1項3号)
	特定継続的役務提供	役務提供事業者又は販売業者	・特定継続的役務の内容又は効果 ・その他の主務省令で定める事項(43条)		・指示(46条)、業務停止命令(47条) ・上記指示、命令違反に対する罰則(72条70条の2) ・直罰(72条1項3号)
	業務提供誘引販売取引	業務提供誘引販売業者	特定負担、業務提供利益その他の主務省令で定める事項(54条)		・指示(56条1項)、取引停止命令(57条1項) ・上記指示、命令違反に対する罰則(72条70条の2) ・直罰(72条1項3号)

(2) 表示規制以外に検討すべき対象事案について

<取引規制>

○特定商取引に関する法律について（※以下は、第9回研究会・参考資料8に基づき作成）

ア 制度の概要

特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)は、訪問販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型(※)を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律(旧称：訪問販売等に関する法律)

(※ 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売、訪問購入の7類型)

<参考：主な改正経緯>

- ・ 訪問販売、通信販売、連鎖販売取引を規制対象とする“訪問販売に関する法律”成立。
なお、制定当初は政令指定の商品のみが規制対象(昭和51年)。
- ・ 役務についても法の規制対象とする(昭和63年)。
- ・ 電話勧誘販売を法の規制対象とする(平成8年)。
- ・ 特定継続的役務提供を法の規制対象とする(平成11年)。
- ・ 業務提供誘引販売を法の規制対象とする。“特定商取引に関する法律”に名称変更(平成12年)。
- ・ 不当勧誘(不実告知等)により誤認した場合の意思表示の取消制度が導入(平成16年)。
- ・ 指定商品・役務制を撤廃し、原則全ての商品・役務を規制対象とすることのほか、各取引に係る規制を強化(平成20年)。
- ・ 訪問購入を法の規制対象とする(平成24年)。

イ 法律の内容

(ア) 行政規制

例えば、以下のような行政規制が設けられている。

法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある(下記(ウ)及び(エ)参照)。

- ①氏名等の明示の義務付け： 勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者に告げることを義務づけ
- ②不当な勧誘行為の禁止： 不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止
- ③広告規制： ・広告をする際は、重要事項を表示することを義務づけ
・虚偽・誇大な広告を禁止
- ④書面交付義務： 契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

(イ) 民事ルール

行政規制とは別に、消費者自らが被害の回復を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。

	クーリング・オフ	不当勧誘についての取消制度	中途解約権等
訪問販売	○ (8日間。9条)	○ (9条の3)	○過量販売解除権(9条の2)
通信販売	○ (8日間。15条の2(※1))	—	—
電話勧誘販売	○ (8日間。24条)	○ (24条の2)	—
連鎖販売取引	○ (20日間。40条)	○ (40条の3)	○中途解約権(40条の2)
特定継続的役務提供	○ (8日間。48条)	○ (49条の2)	○中途解約権(49条)
業務提供誘引販売取引	○ (20日間。58条)	○ (58条の2)	—
訪問購入(※2)	○ (8日間。58条の14(※2))	—	—

(※1) 広告等において返品特約に関する記載を主務省令で定めるところにより行われた場合、当該特約に従う。

(※2) 法案成立(未施行)

(ウ) 行政処分

上記(ア)のような行政規制違反に対しては、指示(7条等)、業務停止命令(8条等)といった行政処分の適用がある。

(エ) 刑事罰

上記(ア)のような行政規制違反に対しては、例えば、以下のような刑事罰(直罰規定)が設けられている。

- ・不当な勧誘行為の禁止(不実告知等。6条等)違反に対する刑事罰(直罰[70条、70条の3])
- ・虚偽・誇大表示規制(12条、36条、43条及び54条)違反に対する刑事罰(直罰[72条3号])
- ・書面交付義務(4条等)違反に対する刑事罰(直罰[71条、72条])

⇒ 行政規制の実効性確保のために規定された上記法律の内容を踏まえ、行政による経済的不利益賦課の制度を導入する必要性の有無について、検討する必要がある。 6